	121									442,700	431,700	422,000	418,800	409,800	404,800					
	122									443,300	432,400	422,800	419,600	410,600	405,600					
	123									443,900	433,100	423,600	420,400	411,400	406,400					
	124									444,500	433,800	424,400	421,200	412,200	407,200					
	125									445,000	434,400	425,000	422,100	413,100	408,000					
	126									445,600	435,100	425,700	422,900	413,900	408,900					
	127									446,200	435,800	426,400	423,700	414,700	409,800					
	128									446,800	436,500	427,100	424,500	415,500	410,700					
	129									447,300	437,100	427,900	425,400	416,400	411,400					
	130										437,800	428,700	426,200	417,200						
	131										438,500	429,500	427,000	418,000						
	132										439,200	430,300	427,800	418,800						
	133										439,800	431,200	428,700	419,700						
	134										440,500	432,000	429,500	420,500						
	135										441,200	432,800	430,300	421,300						
	136										441,900	433,600	431,100	422,100						
	137										442,500	434,300	431,900	423,000						
	138											435,200	432,700	423,800						
	139											436,100	433,500	424,600						
	140											437,000	434,300	425,400						
	141											437,700	435,100	426,200						
	142											438,500	435,900							
	143											439,300	436,700							
	144											440,100	437,500							
	145											440,800	438,300							
再任用職員		—	—	507,500	464,100	449,000	393,800	355,200	337,400	306,300	289,000	283,300	283,100	276,500	275,000	266,800	250,100	—	—	—

備考㈠　統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の㈡欄に定める額の俸給を支給するものとする。

㈡　この表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考㈠の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

㈢　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

㈣　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。